

計画作成年度	令和3年度
計画主体	箕輪町

箕輪町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 箕輪町役場 産業振興課 農業振興係
所在地 長野県上伊那郡箕輪町大字中箕輪10,298番地
電話番号 0265-79-3111(代)
FAX 番号 0265-79-0230
メールアドレス sangyou@town.minowa.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	大型獣(イノシシ、ニホンジカ、ツキノワグマ、カモシカ)、小型獣(ハクビシン、キツネ、タヌキ、アナグマ)、鳥類(カラス、ハト、ムクドリ)
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	箕輪町

(注) 1 計画は3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成するすべての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業に係わる被害防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状(令和元年度)

鳥獣の種類	被害の現状		
	品目	面積(ha)	金額(千円)
ニホンジカ	水稲、雑穀、果樹、飼料作物、野菜	0.5	1,701
イノシシ	水稲、雑穀、果樹、飼料作物、野菜	2.5	72
ツキノワグマ	野菜	0	0
カモシカ	ヒノキ	0	0
ハクビシン	果樹、野菜	1.1	1,688
キツネ	野菜	0	0
タヌキ	野菜	0	0
アナグマ	野菜	0	0
カラス	水稲、豆類、果樹、飼料作物、野菜	1.6	3,461
ハト	雑穀、飼料作物、豆類	0.4	99
ムクドリ	果樹	0.2	673

(注) 主な被害鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積(被害面積については、水産業に係わる被害は除く。)等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による被害は、防護柵の設置等により、年々減少している。獣類は竜東地区においては、ニホンジカ、イノシシ、西部地区においては、イノシシの被害が春から秋にかけて多く発生している。また、7月から8月のスイートコーンの収穫時期にハクビシン、クマによる被害が発生している。鳥類においては、全町域においてカラス、ハト(ドバト)、ムクドリによる水稲の田植え直後や豆類の播種期の時期に被害が出ている。

(注) 1 近年の被害傾向(生息状況、被害発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向)等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

被害の軽減目標

指標	現状値(令和元年度)		目標値(令和5年度)	
	面積(ha)	金額(千円)	面積(ha)	金額(千円)
ニホンジカ	0.5	1,701	0.3	1,190
イノシシ	2.5	72	1.7	50
ツキノワグマ	0.0	0	0.0	0
カモシカ	0.0	0	0.0	0
ハクビシン	1.1	1,688	0.6	1,181
キツネ	0.0	0	0.0	0
タヌキ	0.0	0	0.0	0
アナグマ	0.0	0	0.0	0
カラス	1.6	3,461	1.1	2,422
ハト	0.4	99	0.2	69
ムクドリ	0.2	673	0.1	471

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の目標として設定することも可能

(3) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	実施隊によるわな、檻の設置による捕獲	隊員の高齢化、経費の負担増
	カラス用捕獲檻の設置	餌等の管理が困難、ある程度の期間が経過すると捕獲数が減少
	捕獲(駆除)奨励金の交付	財政的な補填として補助金等の活用が必要
	実施隊による定期的な鳥類個体調整	隊員の高齢化
防護柵設置等に関する取組	自衛的に圃場への防護ネット、電気柵設置	各農家ごとの対応のため、防除効果が薄い
	交付金を活用した防護柵の設置	林道等の柵の未設置箇所より獣が侵入

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヵ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲に関する取り組み」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について 記入する。

3 「防護柵の設置に関する取組」については、侵入防止策の設置・管理、緩衝帯の設置、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去について記入する。

(5) 今後の取り組み方針

個々での対策では効果が乏しいと考えられるため、地域ごとの防止対策が望ましい。地形的な条件もあるので、それぞれの地域で合意の出来る方法で防止対策を検討、実施する。既に一体的に防護柵等整備されている地域においては、柵の適切な管理について情報等を随時提供していく。公道等防護柵が設置できない箇所においては、圃場ごとに防護ネット等による被害防止策を講ずることが望ましい。カラス等鳥類については、実施隊の銃器による定期的な個体数調整を引き続き実施する。また、シカ等の大型獣類については、実施隊による年間を通じての捕獲計画の下、わな、檻、銃器により個体数調整を実施していく。ハクビシン等小型獣は、防護ネットや電気柵の設置等自己防衛について適切な情報提供をしていくとともに、実施隊による捕獲檻設置等の対策を進めていく。

山林においては、間伐を行うことを推進し野生鳥獣が里へ出没しにくい環境を作ることを見込める。また、農家や山林所有者のみならず地域の地域住民の鳥獣対策について理解が得られるよう情報等提供していく。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取り組み方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊を組織し、町猟友会員を対象鳥獣捕獲員に任命して、対象鳥獣の捕獲を実施する。捕獲員は、実施隊の設置に関する条例に基づき、鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲に関する事項と、鳥獣による被害防止対策に関する事項について、隊長の招集に応じてその職務にあたる。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
2 対象鳥獣捕獲員の指名又は任命する場合は、その構成等がわかる資料があれば添付する。
3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和3年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害の大きさも考慮し、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施
令和4年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害の大きさも考慮し、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施
令和5年度	大型獣、小型獣、鳥類	わな免許取得の推進(研修会等の実施) 被害の大きさも考慮し、必要最小限の捕獲を実施 捕獲(駆除)奨励金の交付 一斉捕獲の実施

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保について記入する。

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンジカは、特定鳥獣保護管理実施年次計画で掲げた捕獲目標頭数を基本とし、捕獲実績に合わせた捕獲数とする。イノシシ、ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づいて、被害の発生状況による捕獲数とする。小型獣及び鳥類は、被害発生状況と発生時期に応じ、生息状況に影響のない捕獲数とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンジカ	250頭	250頭	250頭
イノシシ	20頭	20頭	20頭
ツキノワグマ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
カモシカ	必要最小限	必要最小限	必要最小限
ハクビシン	50匹	50匹	50匹
キツネ	20匹	20匹	20匹
タヌキ	20匹	20匹	20匹
アナグマ	20匹	20匹	20匹
カラス	100羽	100羽	100羽
ハト(ドバト、キジバト)	20羽	20羽	20羽
ムクドリ	20羽	20羽	20羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、固体密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンジカ、イノシシは、春から秋にかけてわな(箱檻・くくりわな)による捕獲を実施し、冬季は銃器による捕獲を実施する。ツキノワグマは、檻にて捕獲を実施する。小型獣は、箱わなによる捕獲を実施する。鳥類は、銃器による個体数調整を定期的(年6回程度)な実施による捕獲を行う。また、カラス檻の設置について検討する。

(注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組み内容
大型獣による住民の生命、身体、財産の危機的状況にある場合、ライフル銃による捕獲を可能とする。

(注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
なし	

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する。(鳥獣による農林水産業に係る被害防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵設置のその他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L= 0m)	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L= 0m)	電気柵 (L= 0m) 防護柵 (L= 0m)

現時点では、具体的な防護柵の整備計画はありませんが、地域単位で設置に向けての合意形成ができた場合には計画として変更追加します。

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取り組み内容
令和3年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進。 防護柵の維持管理
	小型獣	箱わなによる捕獲。電気柵設置等の自衛手段の支援
	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置。忌避物による検証 カラス捕獲檻の検討
令和4年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進。 防護柵の維持管理
	小型獣	箱わなによる捕獲。電気柵設置等の自衛手段の支援
	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置、忌避物の設置 カラス檻の設置による捕獲
令和5年度	大型獣	山林の除間伐及び緩衝帯の設置の推進。 防護柵の維持管理
	小型獣	箱わなによる捕獲。電気柵設置等の自衛手段の支援、
	鳥類	果樹園等防鳥ネット設置、忌避物の設置

- (注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追い上げ・追い払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

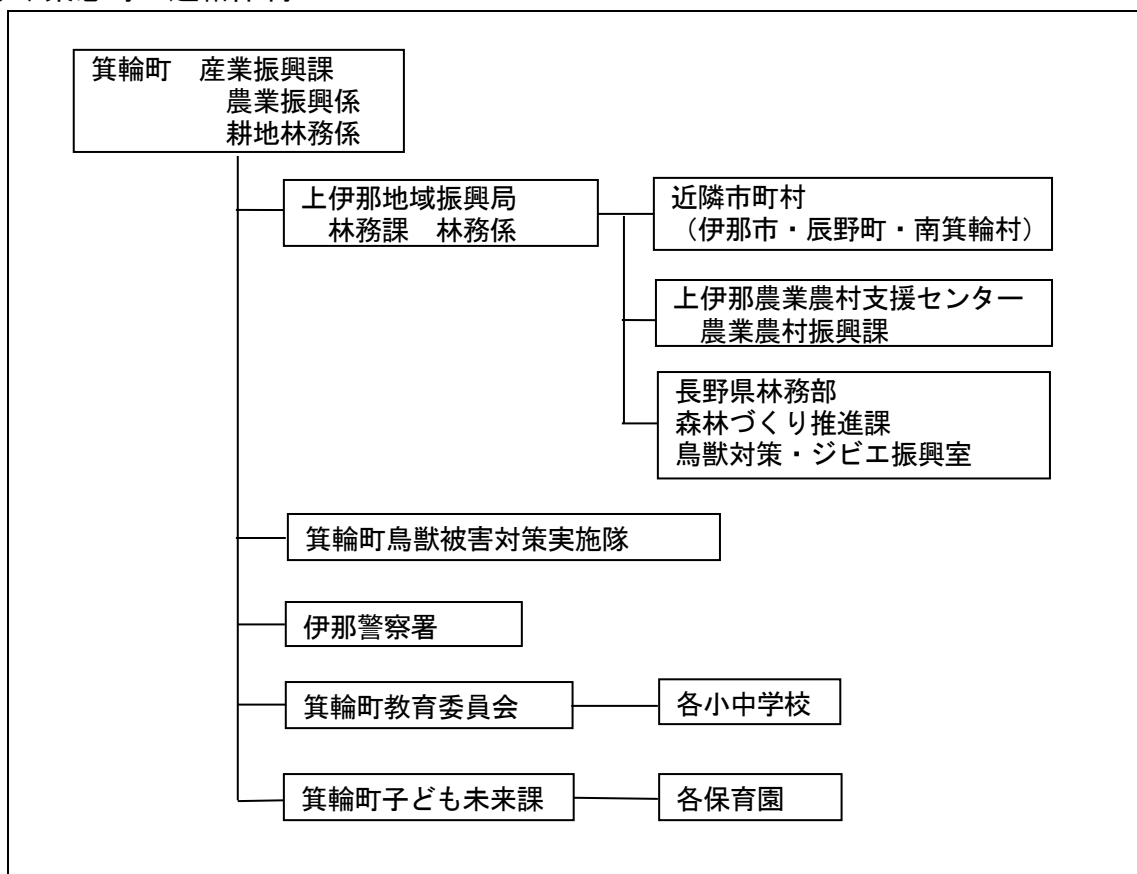
構成機関の名称	役割
箕輪町	防止対策に対する助成、事務局
箕輪町猟友会	被害状況の把握、捕獲従事者
箕輪町農業委員会	荒廃農地の把握、解消
上伊那農業協同組合	被害状況の収集
上伊那森林組合	除間伐の実施
町議会	現状把握、予算承認
地域営農組合	被害状況の把握、荒廃地の解消
区長会	被害状況の把握、地域住民への啓発
長野県農業共済組合	被害状況の把握、共済加入
上伊那地域振興局林務課	被害防止対策に関する指導、助言
上伊那農業農村支援センター	鳥獣防止対策の技術的指導
日本野鳥の会	個体数の把握、助言
信州大学農学部野生動物対策センター	被害防止対策に関する指導、助言

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じる恐れがある場合の場所に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣の残渣は、埋設場への埋設、もしくは捕獲した現場にて埋設をする。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

食品としての利用は、採算に見合わないと考えられるので取り組まない。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。
2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	箕輪町野生鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
箕輪町	防止対策に対する助成、事務局
箕輪町猟友会	被害状況の把握、捕獲従事者
箕輪町農業委員会	荒廃農地の把握、解消
上伊那農業協同組合	被害状況の収集
上伊那森林組合	除間伐の実施
箕輪町議会	現状把握、予算承認
地域営農組合	被害状況の把握、荒廃地の解消
箕輪町区長会	被害状況の把握、地域住民への啓発
南信農業共済組合	被害状況の把握、共済加入
上伊那農業農村支援センター	鳥獣防止対策の技術的指導
日本野鳥の会箕輪支部	個体数の把握、助言

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
上伊那広域協議会	広域での防止対策と実施隊による有害鳥獣駆除
上伊那野生鳥獣被害対策チーム	獣害防止技術の啓蒙普及・広域情報等の提供 被害防止対策への支援・許可申請関係
信州大学農学部野生動物対策センター	獣害防止対策に関する指導、助言

(注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

箕輪町鳥獣被害対策実施隊

規模 47名 (R2.4.1 現在)

構成 町職員、箕輪町猟友会員、その他町長が必要と認めるもの

内容 鳥獣の個体数調整、駆除及び捕獲、被害防止対策

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

なし

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・ 生息環境管理

里山の間伐等により整頓帯を整備するとともに、遊休農地の解消に向けた取り組みを強化することで、害獣が住みにくい環境づくりを実施する。

・ 広域連携対策

被害防止対策の実施にあたり隣接市町村との連携を図り、必要により広域的な施策等を講じることで、より効果的な被害防止に努めることとする。

・ その他鳥獣害対策

ハクビシン、その他鳥類についても被害が発生している状況から、積極的に駆除及び防護対策を講じることで、被害防止に努めていくこととする。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。

令和元年度 箕輪町 鳥獣防護柵・被害状況マップ

